

起きています！

6 加熱式たばこの誤飲

家事をしていた際に、子どもが部屋のごみ箱にあった加熱式たばこをなめていた。すぐに救急車を呼んだ。(1歳男児)
(出典:国民生活センター「子どもサポート情報」124号)



7 ヘアアイロンによるやけど

電源が入った状態のヘアアイロンを洗面台の上に置いていた。歯磨き中の親の横にいた子どもがコードを引っ張り、ヘアアイロンが子どもの腕に落下した。左手背、左前腕をやけどした。(1歳6か月男児)
(出典:国民生活センター「くらしの危険」382号)



8 蒸気が出る家電でやけど

・熱い蒸気の出る加湿器の蒸気口に子どもが手をつっ込み、指にやけどを負った。(9か月女児)
・キッチンにある高さ60cm位の引き出しの上に炊飯器を置いていた。子どもが炊飯器の蒸気口の上に手を置いてやけどを負い、24日間入院した。(1歳2か月男児)
(出典:国民生活センター「子どもサポート情報」175号)



9 ブラインドのひもで乳児窒息死

ベッドに寝かせていた子どもが、ブラインドのひもが首に巻き付いた状態で床上で発見された。反応はなく、死亡が確認された。寝返りを打ってベッドから落ちた際に、たまたまひもが首にかかり、体重がかかって首に絡まってしまったと推測されている。(6か月男児)
(出典:国民生活センター「子どもサポート情報」105号)



10 米粉のホットケーキで小麦アレルギー

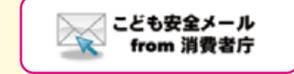
米粉のバンケーキミックス粉でホットケーキを作り、小麦アレルギーの子どもに食べさせたら、舌先がピリピリするというので、行きつけの病院に行き薬をもらった。パッケージには原料の一部に小麦を含むとの記載もあったが大丈夫だろうと思った。(5歳男児)
(出典:「米粉製品による小麦アレルギーに気を付けましょう!!」)



事故を予防する



見守り新鮮情報
子ども若者サポート情報
国民生活センターより
月1回程度無料配信
https://www.koksen.go.jp/mimamori/kmj_mgtop.html

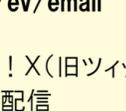


子ども安全メール
from 消費者庁
消費者庁より随時配信
https://www.caa.go.jp/db/pub/child_safety/pc/create/ev/email



消費者庁 子どもを事故から守る！X(旧ツイッター)
子どもの事故防止に関する情報を配信
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/attention

最新の情報が入手できます



緊急時の問合せ先

▲子ども救急電話相談
#8000 または 0742-20-8119
相談日時：平 日 18:00～翌朝 8:00
土曜日 13:00～翌朝 8:00
日、祝、年末年始(12/29～1/3)8:00～翌朝 8:00
対応者：看護師(必要に応じて小児科医師)
<http://kodomo-qq.jp/index.php?pname=n8000>

■大阪中毒110番(365日24時間対応) 072-727-2499

子どもの様子がおかしい…



何かを
飲み込んだ?!

業者との交渉等の相談、情報提供

消費者ホットライン 188 (局番なし)

奈良県消費生活センター
〒630-8122 奈良市三条本町8番1号 シルキア奈良2階
☎0742-36-0931

奈良県消費生活センター 中南和相談所
〒635-0085 大和高田市片塩町12番5号 大和高田市市民交流センター3階
☎0745-22-0931

相談受付 9:00～16:30 年末年始・土・日曜・祝日除く
<https://www3.pref.nara.jp/syouseikatsucenter/>



奈良県
消費生活センター HP

子どもの事故 ～日常使用する製品で起きています～

子どもが日常使用する製品で事故にあい、『想像もしなかったけがをした』という被害が起こっています。子どもたちを守るためには、まわりの見守りが大切です。実際に起きた事故の事例とその対応方法を知り、事故を防止しましょう！

10のクイズに答えて子どもを守りましょう

①～⑩のクイズで正しいと思うものに○を、正しくないと思うものには×をつけてください。

- ① まだ寝がえりをうてない乳児をベビーカーに乗せるときはシートベルトを締めなくても大丈夫。
- ② 自動車に子どもを乗せる際、半数以上がチャイルドシートに正しく座らせていない。
- ③ 子どもがマグネットボールを誤飲したら、開腹手術して摘出が必要な場合がある。
- ④ 洗濯用パック型液体洗剤は水に溶けやすいが、さわったりなめたりしても溶けにくい。
- ⑤ ボタン電池を子どもが飲み込んで食道に穴が開く事故が起きた。
- ⑥ 加熱式たばこは火事になる心配がないので、使用後はごみ箱に捨ててもよい。
- ⑦ ヘアアイロンは瞬時に加熱され、加熱面以外も高温になるので取り扱いには十分注意が必要だ。
- ⑧ 蒸気が出る家電を使う際は、乳幼児の手の届かない位置で使用する。
- ⑨ ブラインドやロールカーテンのひもは、子どもが引っ張れば切れてしまうほど弱い。
- ⑩ 食物アレルギーを起こす成分が含まれていても、ごく微量で本人の体調が良ければ食べても大丈夫だ。

ページを開いて答えを探しに行こう！

じつは こんな事故が

1 ベビーカーの転倒事故

スロープを降りていたところ、ベビーカーのハンドルに掛けていた荷物に引っ張られるように手前に倒れた。子どもはシートベルトを装着しておらず、地面に転落し、外傷性くも膜下出血で7日間入院した。(1か月男児)
(出典:国民生活センター「子どもサポート情報」156号)



2 チャイルドシートに正しく座らせていなかったのがけが

子どもをチャイルドシートに乗せていたが、走行距離が短かったのでシートベルトをしていなかった。ブレーキをかけた際にシートから転落した。(6か月女児)
(出典:消費者庁「子どもメールfrom消費者庁」603号)



3 マグネットセットの磁石を誤飲

子どもが何度も吐いたので受診した。胃腸炎を疑われ薬を飲んだが、嘔吐が止まらなかったため、別の病院でレントゲン検査をすると、腸内に異物が見つかり、開腹手術をした。小腸内の3か所が直径3ミリのマグネットボールにより圧迫壊死を起こして穿通しており、マグネットボールが37個摘出された。(1歳女児)
(出典:国民生活センター「子どもサポート情報」128号)



4 洗濯用パック型液体洗剤による誤飲

保護者が入浴中、脱衣所で待たせておいた子どもが、床に置いてあったパック型液体洗剤の容器を開けて洗剤をなめていた。泡の混じった嘔吐もあり受診した。(7か月男児)
(出典:国民生活センター 報道発表資料 令和6年3月発表)



5 ボタン電池の誤飲

引き出しの中に収納されているはずのLEDライト付き耳かきが放り出されていた。コイン型のリチウム電池が見当たらず、子どもが耳かきの電池を取り出し、誤飲したことが疑われた。病院にて9時間かけて子どもの体内から取り出したが、放電の影響で気管と食道に穴が開き、2か月間入院した。(1歳2か月男児)
(出典:国民生活センター「くらしの危険」323号)



日頃の生活の中で 気をつけたいこと

1クイズの答え：×

～ベビーカーのシートベルトは必ず締めましょう～

ベビーカーが転倒した際にシートベルトをしてないと、子どもがベビーカーから投げ出されて大けがをするおそれがあります。ベビーカーに子どもを乗せたら、その都度、必ずシートベルトを装着しましょう。ベビーカーは、ハンドルに荷物をかけるとバランスを崩し、転倒しやすくなることを認識しましょう。



2クイズの答え：○

～チャイルドシートには正しく座らせて～

自動車の運転者はチャイルドシートを使用しない6歳未満の幼児を乗せて、運転してはならないことが決められています。(道路交通法第71条の3第3項)。令和6年5月に警察庁と一般社団法人日本自動車連盟(JAF)が行った調査によると、取り付けられていたチャイルドシートのうち、適切な取り付けできていた割合は69.8%でした。取り付けの際は必ず取扱説明書をよく読み、正しく取り付けましょう。

(出典：警察庁ホームページ)

3クイズの答え：○

～マグネットボールは子どもには触れさせないように。誤飲した可能性があればすぐに医療機関で受診を～

マグネットボールのような磁力の強い磁石を複数個誤飲すると、胃壁や腸管を挟んで磁石どうしがくっついてとどまり、消化管に穴を開けてしまうことがあります。3歳頃までは子どもには遊ばせないようにしましょう。誤飲した可能性があると思われる場合には、すぐに医療機関を受診しましょう。

4クイズの答え：×

～洗濯用パック型液体洗剤の保管に注意して～

洗濯用パック型液体洗剤のフィルムは水に溶けやすいため、パックを握ったり、かんだり、なめたりしているうちに破れてしまい、洗剤が口や目に入ったという事故が約10年前から続いて発生しています。パック型液体洗剤を使用した後は必ず、ふたなどをしっかり閉めて子どもの手の届かない場所に、すぐにするようにしましょう。



5クイズの答え：○

～幼児はボタン電池を製品から取り出して飲み込んでしまうことも～

ボタン電池を飲み込んでしまうと、消化管に接触した電池から電流が流れ続け、電池の外側にアルカリ性の液体が作られます。この液体はたんぱく質を溶かす性質を持っており、消化管を短時間で損傷させることがあります。



6クイズの答え：×

～加熱式たばこは多量のニコチンを含んでいる。使用後の始末も要注意～

加熱式たばこのスティックには中毒症状を引き起こすおそれのある量のニコチンが含まれているので、吸い殻も含めて子どもの手の届かないところで管理しましょう。不始末によるやけどの被害も報告されています。使用後の始末も最後までしっかりしましょう。



7クイズの答え：○

～ヘアアイロンは電源を切った後も注意して～

ヘアアイロンは電源を入れると瞬時に高温になり、加熱面以外も高温になります。電源を切った後もすぐに温度は下がりません。使用中及び使用後のヘアアイロンが冷めるまで子どもが近づかない場所に置くようにしましょう。



8クイズの答え：○

～炊飯器、ポット、加湿器(スチーム式)などから出る蒸気による火傷に注意～

炊飯器、ポット、スチーム式の加湿器などの家電から出る蒸気は、蒸気口では100度近い高温になっている場合があります。高温の蒸気は数秒触れただけでやけどを負うおそれがあるため、大変危険です。蒸気が出る家電を使う際は、乳幼児の手の届かない位置に置きましょう。



9クイズの答え：×

～ブラインドのひもは子どもの手の届かないところへ～

ブラインド等のひもは、子どもの動きくらいでは切れないほど強度のあるものがあります。子どもの手の届かない位置にひもをまとめるなどの対策をとりましょう。ひも部分がない商品や一定の重さがかかると、ひものつなぎ目が外れる「セーフティジョイント」などの安全器具を備えた商品を利用する方法もあります。



安全面に配慮された製品につけられるマーク

名称	マーク	概要	対象商品
PSCマーク	特定製品 	国の定めた技術基準に適合した製品	製造または輸入業者に国の安全基準検査に適合しているかどうかの事故確認が義務付けられている。
	特別特定製品 		「特定製品」の中でさらに登録検査機関の検査が義務付けられている。
SGマーク		一般社団法人製品安全協会が定めた安全基準に適合していることを示すマーク。このマーク付きの製品に欠陥があり、それを原因とした損害が発生した場合、対人損害を賠償する制度がある。	ベビーカー、すべり台、乳幼児用ベッド、抱っこひも、幼児用ベッドガード
STマーク		14歳以下の子ども向け玩具に付けられるマークで一般社団法人日本玩具協会が策定した玩具安全基準(ST基準)に適合していることを検査で確認した玩具に表示される。このマーク付きの玩具の欠陥により、事故が発生したときは、賠償費用等の補償制度がある。	玩具

ほかにもこんな事故が!

自転車後部の子どもに注意



電柱や車止めポールにぶつかる事故が発生しています。

入浴中におぼれる事故



入浴中、大人が洗髪する際は子どもを浴槽から出しましょう。

花火でのやけど



向かい風で花火を持つと、火花等によりやけどを負う危険性があります。

10クイズの答え：×

～食品アレルギー表示を確認～

食物アレルギーは、人によっては、ごく微量のアレルゲンによっても発症します。そのため、その含有量にかかわらず特定原材料等を含む旨の表示が必要です。過去の健康被害等の程度、頻度を考慮し、特定原材料を定め、容器包装された加工食品について、当該特定原材料を含む旨の表示を義務付けられています。



加工食品の食品表示例

名称	唐揚げ弁当
原材料名	ご飯(国産米使用)、鶏唐揚げ(小麦含む)、煮物(里芋、人参、ごぼう、その他)(麦・大豆を含む)、スパゲッティ(小麦・大豆を含む)、エビフライ(小麦・大豆・卵を含む)、ポテトサラダ(卵・大豆を含む)、大根刻み漬け、付け合わせ
添加物	調味料(アミノ酸等)、PH調整剤、グリシン、着色料(カラメル、カロチノイド、赤102、赤106、紅花黄、香料、膨張剤、甘味料(甘草)、保存料(ソルビン酸K)
賞味期限	令和6年1月23日
保存方法	直射日光及び高温多湿を避けてください。
製造者	〇〇食品 奈良県奈良市△△町1234

原材料名欄のアレルギー表示を確認(下線部)

表示義務があるもの(特定原材料)

そば、落花生、乳、小麦、かに、えび、卵、くるみ

特に発症数、重篤度から勘案して表示する必要性の高いもの

表示が推奨されているもの(特定原材料に準ずるもの)

アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、マカデミアナッツ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン
(2025年3月現在 最新の情報は消費者庁ホームページを参照)



出典：消費者庁食物アレルギー表示に関する情報

リコール情報を確認しましょう

リコールとは

製品による事故の再発を防止するため、製造事業者等が製品を無償で修理したり、回収等を行うことがあります。こうした無償修理や回収等をリコールといいます。

リコール情報の確認方法

- ①新聞、TVなどの報道
- ②Web
 - ・消費者庁：リコール情報サイト <https://www.recall.caa.go.jp/index.html>
 - ・NITE(独立行政法人 製品評価技術基盤機構)リコール情報サイト <https://www.nite.go.jp/jiko/jikojohou/index.html>
 - ☆中古製品を購入する際は、リコール情報を活用しましょう。



消費者庁
リコール情報サイト



NITE
リコール情報サイト